

菊陽町 介護保険の住宅改修費支給の流れ

介護保険制度を利用して住宅改修するときは、事前確認申請が必要です。工事をしたあとに申請をされても、助成対象にはなりませんのでご注意ください。

1 要介護認定を受ける

介護保険の認定申請を行い、要介護認定（要支援もしくは要介護）を受ける必要があります。

2 住宅改修について介護支援専門員（ケアマネジャー）等に相談する

本人やその家族、ケアマネジャー、工事業者等と住宅改修の内容を十分に検討してください。原則として被保険者1人につき1住宅の工事代金の上限は20万円です。（複数回工事施工した場合は合計20万円までが対象です）

3 事前確認申請（審査）

菊陽町介護保険課介護保険係に必要書類を提出し確認を受ける。

※書類の準備・提出等はケアマネジャーが行います。

◆提出書類◆

①住宅改修費支給申請書（写し）

支払い方法により「受領委任払」と「償還払用」があります。

②住宅改修が必要な理由書

③見積書（材料カタログの写しも併せて添付）

④工事前の写真（日付入り）

⑤図面（家全体、施工箇所がわかる平面図）

⑥ケアプラン

⑦住宅改修の承諾書（家屋の所有者が本人以外の場合）

⑧住宅改修について（給付確認書）

町で住宅改修内容の審査・決裁を行います（1週間～10日程度）

※このとき、改修内容に不明な点や必要性の疑義等があった場合は、再検討の依頼や現地確認を行ったり、複数業者からの見積徴取を求める場合があります。

4 承認

事前確認申請で問題がなければ町からケアマネジャーへ承認の電話連絡を行います。

ケアマネジャーは施工業者へ工事着工を依頼します。

※承認の書類を介護保険課窓口にて渡します。

5 住宅改修工事の施工→完了

施工業者は施工前と同じ構図で施工後の写真を撮影する。

① 受領委任払いの場合、購入者は負担割合に応じた金額を販売業者へ支払う（事前に業者と町で契約が必要）。給付分は町から施工業者へ支給します。

② 償還払いの場合、購入者は工事代金全額を支払い、後日町から給付割合分の金額の支給を受ける。

6 住宅改修費支給申請書の提出

介護保険課に必要書類を提出する。

◆提出書類◆

① 住宅改修費支給申請書（原本）

② 住宅改修完了確認書

③ 写真（施工前と施工後を並べ日付を入れたもの）

④ 利用者が負担した金額の領収書

7 支給額の決定・指定口座への振込

介護保険課から施工業者、または購入者へ決定通知が送付されますので確認してください。

※支給までには支給申請書を提出してから約2～3ヶ月程度かかります。

問合せ先◆菊陽町介護保険課介護保険係 TEL 096-232-2508